

第13章 日照障害・電波受信障害

第1節 概要

土地の高度利用化に伴い、高さが10mを超える中高層建築物の建築により日照障害や電波受信障害などをめぐる紛争が発生している。

このため本市では、尼崎市住環境整備条例（昭和59年尼崎市条例第44号。以下この章において「条例」という。）により、中高層建築物の建築に際して事前協議を行い、電波受信障害の防止対策、建設工事中の騒音・振動対策や工事用車両の安全対策を講じることを義務づけている。また、建築基準法の日影規制を遵守させるとともに、条例に基づき、表示板の掲出、要求がある場合の説明会の開催などを行わせており、同条例の施行以来、一定の成果をあげてきている。

第2節 届出状況

平成22年度の中高層建築物に係る事前協議受付件数は38件で、前年度に比べ17件増加している。（表 - 153）

表 - 153 中高層建築物届出書受付状況

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22
日影規制対象	34	37	30	15	10	14
対象外	29	37	31	25	11	24
計	63	74	61	40	21	38